

意見書案第9号

同性婚を認める民法改正等法整備を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月21日

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 岡 | 田 | 重 | 美 |
| 賛成者 | 同 | 山 | 岡 | 光 | 広 |
| 同 | 同 | 西 | 山 | | 実 |

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

同性婚を認める民法改正等法整備を求める意見書

同性同士の結婚を認めない民法などの規定は憲法違反だと愛知県の男性カップルが国に損害賠償を求めた訴訟で5月30日、名古屋地裁は違憲とする判断を示した。異性カップルにのみ法律婚制度を設け、同性カップルには関係を保護する枠組みすら与えていないことは、法の下での平等を定めた憲法14条と、婚姻に関する法制定で個人の尊厳に基づくことを求めた24条2項に反するとした。

名古屋地裁判決は、自治体のパートナーシップ制度導入の広がりや諸外国での同性婚制度の制定の動きなどを挙げ、「男女間の結婚を中核とした伝統的な家族観は唯一絶対のものではなくなり、同性カップルに対する理解が進み、これを承認しようとする傾向が加速している」と述べ、その中で、同性愛者を法律婚から排除することで大きな格差をつくっていることの合理性は揺らいでおり、無視できない状況だと指摘。法律婚は、重要な人格的利益を実現するための制度とされているが、同性カップルは、「法律婚に付与されている重大な人格的利益から排除されている」状況に置かれており、これを放置することは、個人の尊厳に照らして合理性を欠き、「国会の立法裁量を超える」として24条2項違反と結論づけた。

同様の訴訟は5地裁で起こされている。2021年に札幌地裁が違憲とした他、2022年東京地裁は違憲状態とし、大阪地裁は合憲としたものの、将来的な違憲の可能性をにじませるなど、司法判断の流れは明確である。

日本は、主要7カ国（G7）で唯一、同性婚を認めていない国である。岸田首相は「社会が変わってしまう」などと同性婚法制化を拒む姿勢を改め、いまこそ立ち遅れを克服するために法制化に踏み切るべきである。

よって、国及び政府に対し、同性カップルも異性カップルと同等の権利が保障されるよう、同性婚を認め、民法改正をはじめとする必要な法整備を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣

意見書案第10号

「残業代不支給」となっている教員給与特別法の廃止を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月21日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 山岡光広 |
| 賛成者 | 同 | 岡田重美 |
| 同 | 同 | 西山実 |

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

「残業代不支給」となっている教員給与特別法の廃止を求める意見書

公立学校の教員には残業代を支給しないという特別なルールが、いまや社会問題となっている教員の長時間労働の要因の一つになっている。

教員の長時間労働は深刻で、4月に国が発表した実態調査でも、平日の勤務時間は公立の小学校教諭で11時間23分、中学校の教諭で11時間33分となっており、いわゆる月平均45時間の時間外労働は半数近く、月80時間の時間外労働という教員も少なくないという異常な事態である。

時間外労働は、一般的に25%以上の割増賃金を支給する。国際労働機関であるILO条約で定められ、日本でも労働基準法に明記されている。

ところが、公立学校の教員には残業代を支給せず、その代わりに給与額の4%を新たに支給するという法律=教員給与特別措置法が1971年に制定されて以降、教員には時間外労働=残業手当が支給されてこなかった経緯がある。残業代がなければ残業時間を計ることもなく、教員の労働時間について実態調査すらしてこなかった。

しかし今日、「教員不足」が社会問題となり、その背景にこうした「残業代不支給」による長時間の時間外労働が蔓延化していることが指摘されている。教員の時間外労働の解決は待ったなしの課題である。その大きな柱が「残業代不支給」である。よって教員給与特別措置法を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
文部科学大臣
財務大臣

意見書案第11号

物価高騰の中で最低賃金の緊急的な引き上げを求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月21日

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 西 | 山 | 実 | |
| 賛成者 | 同 | 山 | 岡 | 光 | 広 |
| 同 | 同 | 岡 | 田 | 重 | 美 |

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

物価高騰の中で最低賃金の緊急的な引き上げを求める意見書

物価高騰により国民生活の悪化が深刻になっている。現状を打開するためには、最低賃金の引き上げを軸に経済を立て直すことである。

そもそも最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を決めるものであり、最低賃金の底上げは、最低限の生活という面でも、地域経済と日本経済の活性化のためにも急務である。

ドイツやフランスでは、すでに最低賃金は時給1500円以上に引き上げられている。日本でも最低賃金が時給1500円以上になれば、1日8時間働いて、週休2日で手取り20万円になり、2100万人の非正規労働者だけでなく、正社員も含めて民間労働者の44%の賃上げになる。さらに、それ以外の労働者にも賃上げ効果ははたらき、働く人の暮らし、日本経済を良くする計り知れない力となる。

最低賃金を引き上げるには、中小企業への支援が欠かせない。500兆円にも及ぶ大企業の内部留保への5年間で10%の時限的課税により生まれる総額10兆円の財源を活用すれば、抜本的に支援を強化できる。フランスでは、最低賃金の引き上げと中小企業への支援策をセットで行った結果、労働者全体の賃金上昇が持続している。

現在日本の最低賃金は、全国加重平均で961円にすぎない。政府の2022年の「骨太の方針」も「できる限り早期に、全国加重平均1000円以上を目指す」と記述されている。

よって、実効ある物価高騰対策が急がれている中、最低賃金の緊急的な引き上げを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第12号

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月21日

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 木 | 村 | 眞 | 雄 |
| 賛成者 | 同 | 田 | 中 | 將 | 之 |
| 同 | 同 | 堀 | | 郁 | 子 |

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要となっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また、今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や様々な障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

(1) 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポート等を行ったりする特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

(2) 特別支援教育コーディネータの適切な配置

保護者や関係機関に対する窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネータの適切な配置への支援。

(3) 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、行内全体での取り組みを促進するために特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

(5) 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

(6) 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
文部科学大臣
財務大臣

意見書案第13号

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書の提出
について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月21日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 田中將之 |
| 賛成者 | 同 | 木村眞雄 |
| 同 | 同 | 堀郁子 |

甲賀市議会議長 谷永兼二 殿

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立たない。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているが、生物多様性の損失はイメージがしづらく、その危機意識が広く共有されているとは言えない。

このような状況を受けて、1993年に生物多様性条約が発効し、昨年12月には同条約の第15回目の締約国会議COP15が開催され、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）という新たな世界目標が採択された。今こそ、私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現が必要不可欠である。

わが国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードする「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取り組みを進めようとしているが、その主体は地域であり地方自治体であると考えている。

よって、政府においては、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、以下の通り地方自治体や地域のNPO等への支援の強化を強く求める。

記

1. 生物多様性の保全に関わる予算の確保

気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額される一方で、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。

2. 「30 by 30」目標の達成へ地方自治体への支援の強化

2030年までに陸と海の30%を保全する「30 by 30」の実現に向けて、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や、OECD（事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域）の認定を推進する等、地域との連携のもと、取り組みを加速すること。

3. 環境教育の推進と国民の行動変容の促進

すべての子どもたちが自然にふれあう機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また、NGO等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた生きものの暮らしを支える場所である「学校・園庭ビオトープ」の普及を促進すること。

4. 資源循環（サーキュラーエコノミー）政策との相乗効果の創出

廃棄物や汚染を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱の一つであり、これらは互いに親和性が高いと認識している。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオ

マスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取り組みを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣
財務大臣
文部科学大臣

あて

意見書案第14号

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月21日

| | | | |
|-----|---------|---|-----|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 堀 | 郁子 |
| 賛成者 | 同 | 田 | 中将之 |
| 同 | 同 | 木 | 村真雄 |

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック（薬剤耐性菌感染症）が世界的に発生している。

この薬剤耐性菌の影響について英政府支援のもとで進められた「AMRに関する影響評価」では、2050年には年間1000万人以上の死亡者数が予測されている中で、できる限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要である。

ここで最も重要な新規抗菌薬について、難易度が非常に高く、多額の開発費用を要するだけでなく、将来的な感染動向の予測もできない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいる。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議や保健財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始した。

そこで、この際に地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策を国家戦略として、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど、薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組みの強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて

意見書案第15号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月21日

| | | | |
|-----|---------|-------|---|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 戎 脇 | 浩 |
| 賛成者 | 同 | 林 田 久 | 充 |
| 同 | 同 | 田 中 將 | 之 |

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二 殿

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、森林の役割に対する期待が高まると同時に、近年の局地的豪雨による山地災害の多発により、森林整備の必要性は更に増してきている。

このような中、令和元年度から森林経営管理制度の開始とともに、森林環境譲与税が導入され、市町村が主体となって手入れ不足の森林の整備のため、森林所有者への意向調査等が順次進められてきたところであり、林野庁において公表された森林環境譲与税の活用実績によると、直実に活用実績は増加している。全国の合計額では未だ単年度譲与額に対し100%を超える活用額とはなっていないが、これまで市町村が地道に行ってきた森林経営管理制度に基づく意向調査は着実に進んでおり、この結果を踏まえた間伐等の森林整備を今後さらに本格的に進展させることが必要である。

また、森林環境譲与税により森林整備を進めることは、山の木材供給力を高め、その結果として木材利用を推進することとなり、地域産業の発展に大きく寄与するものでもある。

このような森林整備について、特に森林の多い市町村が着実に進められるよう、森林環境税の課税が開始される令和6年度から、森林の多い市町村への森林環境譲与税の配分を高めるよう、譲与基準を見直すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

甲賀市議会議長 谷 永 兼 二

内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣 あて
林野庁長官